

白老町から移住者の皆さんへ

家賃サポートのお知らせ

補助対象者 ※次のすべてに該当する方が対象となります。

- 若年世帯（世帯主が40歳未満の方）
若しくは子育て世帯（15歳以下の子を扶養し同居している方）
- 町内民間賃貸者住宅に転居された方（町営住宅、社宅、寮、官舎除く）
- 転入する前町外に1年以上住んでいた方
- 転入後、町内に2年以上居住する意思を有している方
- 令和4年1月1日～令和5年3月31日に白老町へ転入した方
- 他の公的制度による住宅扶助を受けていないこと
- 世帯全員に町税等の滞納がないこと
- 世帯全員に生活保護を受けている人がいないこと
- 世帯全員に公務員がいないこと



※その他チェックリストで確認致します

補助金額

基本補助金：（月額家賃－住宅手当）×1/2（最長24ヵ月）

- 若年世帯：上限1万円 最大24万円
- 子育て世帯：上限1.5万円 最大36万円

※Case 1

若年世帯で申請、家賃5万、住宅手当2万の場合

$(50,000 - 20,000) \times 1/2 = 15,000$ 円となります。

上限1万円を越えているので、 $10,000 \times 24$ ヵ月＝24万円の補助が受けられます。

※Case 2

子育て世帯で申請、家賃6.5万円、住宅手当4万の場合

$(65,000 - 40,000) \times 1/2 = 12,500$ 円となります。

上限1.5万円と越えていないので、 $12,500 \times 24$ ヵ月＝30万円の補助が受けられます。

申請に必要な書類

★交付申請書

★定住誓約書

★住宅手当支給証明書

賃貸借契約書の写し

住民票（謄本）

戸籍の附票

白老町HP



★は白老町HPからでもダウンロードできます。

- ・住民票は白老町役場町民課で取得できます。
- ・戸籍の附票は本籍地のある自治体で取得できます。
- ・本籍地を白老町に移した方は、前の自治体で戸籍の除票を取得してください。

申請から交付までの流れ

- 1、交付申請書、必要書類を白老町役場に提出
- 2、申請内容審査し、交付・不交付決定
- 3、交付決定した場合、交付決定通知を白老町役場から送付
- 4、9月と3月に補助金交付請求書を白老町役場から送付
- 5、補助金交付請求書の提出

※交付請求書と月々の家賃の支払いがわかるものを白老町役場に提出

- 6、請求書内容を確認し、補助金交付

※1期(4月～9月分)を10月中、2期(10月～3月分)を4月中に
2回に分けて支給

- 7、補助金受取

※次年度以降も継続して交付希望の方は、再度交付申請書の提出が必要。

問合せ先

ご不明点等は下記担当までお気軽にお問い合わせください

白老町役場 政策推進課 地域戦略推進グループ

〒059-0995

白老町大町1丁目1番1号

電話：0144-82-8213（直通）

FAX：0144-82-4391

Eメール：iju@town.shiraoi.hokkaido.jp

